

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（一時保管エリアの解消作業）に係る面談
2. 日時：令和5年12月21日（木）16:00～18:00
3. 場所：原子力規制庁6階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
松田室長補佐、森審査班長、山下安全審査専門職
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
プロジェクトマネジメント室 担当2名（テレビ会議システムによる出席）
福島第一原子力発電所 担当3名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、実施計画の変更認可申請（一時保管エリアの解消作業）及び一時保管エリアG、Tの試験的取り出しについて、資料に基づき説明があった。

○原子力規制庁は説明を受けた内容について事実関係を確認するとともに、主に以下のコメント等を伝えた。

<まとめ資料関係>

- 「Ⅰ. 全体工程及びリスク評価について講ずべき事項」に関して、一時保管エリアの解消作業が屋外保管量の低減や漏えいリスクの低減等、1F 全体のリスク低減にどのように資するのか具体的な量を明記した上で示すこと。
- 「Ⅱ. 8 放射性固体廃棄物の処理・保管・管理」に関して、エリア解消に伴い発生する廃棄物量について、実態を確認の上、数値をあらためて精査すること。
- 「Ⅱ. 9 放射性液体廃棄物の処理・保管・管理」に関して、一時保管エリアNの解消作業時において、エリア内からの雨水の漏えい防止として仮堰を設置するとしているが、仮堰とコンクリート基礎部との止水処理の仕方等、具体的な対策を示すこと。
- 「Ⅱ. 11 放射性物質の放出抑制等による敷地周辺の放射線防護等」に関して、一時保管エリアLの解消作業に伴い設営するとしているテントについて、その規模や機能が確認できるよう図を示すこと。
- 「Ⅱ. 12 作業員の被ばく線量の管理等」に関して、作業環境に応じて作業員が着用すべき防護装備を示すこと。また、作業におけるダストの管理について、作業中断を判断する基準及び警報設定値の考え方を整理した上で示すこと。
- 一時保管エリアについては、事故直後に発生した瓦礫等が保管されていることから、当初の計画どおりに施工ができないことも想定されるので、計画外の事象が発生した場合における対応策を明記すること。

<一時保管エリア G、T の試験的取出し関係>

- 試験的取り出しにあたっては、人身災害や身体汚染に十分注意するとともに、作業開始前はもとより進捗状況について、定例面談等の場で適宜報告すること。

○東京電力より、上記コメントについて了解した旨の回答があった。

6. 資料

- 福島第一原子力発電所特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項について等への適合性について（一時保管エリアの解消作業について）
- 「特定原子力施設の指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項」該当項目整理表（案件：一時保管エリアの解消作業について）
- 一時保管エリア G、T の試験的取り出しについて

以上